**平成２１年（フ）第２３０号**
熊本県玉名市築地201番地15
破産者　都　　五雄
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第８１３号**
熊本市長嶺南１丁目２番94―101号
破産者　林　　正宏
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部

**平成２１年（フ）第６１７号**
鹿児島県鹿児島市伊敷７丁目11番57号コーポロアールＡ棟101号
破産者　寺地　英隆
1　決定年月日　平成22年２月４日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

**平成２１年（フ）第３１５９号**
札幌市東区北17条東12丁目１番４―505号
破産者　三浦　仁嗣
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２１年（フ）第３４５号**
山形市相生町２番19号、前住所山形市双月町３丁目３番６号
破産者　大場　政一
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第３７９号**
山形市飯田西３丁目３番７―301号　山形大学飯田宿舎５号棟
破産者　齋藤　史枝
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

**平成２１年（フ）第４５号**
山形県最上郡舟形町長沢470番地
破産者　阿部文五郎
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所新庄支部

**平成１９年（フ）第７５８号**
埼玉県越谷市大字大竹686番地３
破産者　工藤　勝俊
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２１年（フ）第３１５号**
埼玉県越谷市東柳田町８―17イーストウィン0103号、住民票上の住所埼玉県草加市金明町242番地19
破産者　近藤　幸敏
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**平成２１年（フ）第４０３号**
神奈川県相模原市津久井町太井821番地１―203号
破産者　西槇　　寛
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所相模原支部

**平成２１年（フ）第１０９号**
山梨県甲府市右左口町3670番地
破産者　米永工務店こと　米永　和夫
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第４０９号**
山梨県甲斐市篠原2074番地１佐々木マンション205
破産者　小川　幸恵
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２１年（フ）第２００１号**
京都市上京区大宮通西裏芦山寺上る３丁目竪社北半町205番地
破産者　西澤　栄子
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成２１年（フ）第２０４６号**
京都市伏見区醍醐下端山町11番地26、破産手続開始決定時の住所京都市山科区勧修寺下ノ茶屋町101番地の３
破産者　谷口冨士雄
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

**平成１９年（フ）第５８３号**
広島県福山市沼隈町大字下山南1928番地、旧住所広島県福山市東深津町３丁目12番13号
破産者　塚村　千里
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２０年（フ）第５１８号**
広島県府中市府中町95番地の６
破産者　槙田　俊子
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

**平成２１年（フ）第５３号**
愛媛県大洲市若宮596番地第２
破産者　笹田　憲克
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所大洲支部

**平成２１年（フ）第２９１号**
福岡県うきは市浮羽町東隈上38番地８
破産者　高木　則好
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２１年（フ）第３３９号**
長崎県長崎市田中町79番地18　東望団地２―３棟202号
破産者　小玉　啓介
1　決定年月日　平成22年２月５日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係